

「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」開催要綱

1. 背景・目的

総務省では、地方公会計を更に推進していくため、平成22年9月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、議論を重ねてきたところであるが、平成25年8月公表の「研究会 中間とりまとめ」を踏まえ、地方公共団体における財務書類の標準的な作成基準の設定に関して、地方公共団体の実態や実務上の課題等を踏まえて検討を行うため、「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」を開催する。

2. 名 称

本会合は、「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（以下「基準作業部会」という。）と称する。

3. 検討内容

「研究会 中間とりまとめ」を踏まえ、地方公共団体における財務書類の標準的な作成基準に関する検討を行う。

4. 構 成 員

別紙のとおり

5. 運 営

- (1) 部会長は、基準作業部会を召集し、主宰する。
- (2) 部会長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 部会長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (4) 基準作業部会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに基準作業部会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

6. 開催期間

平成25年9月から開催する。

7. 庶 務

基準作業部会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課が行う。